

障害をもつ子ども、発達が気になる子どもの子育て情報

～ 大阪市旭区の地域密着情報 ～

— もくじ —

1. [子どもの発達が気になったら](#) 2
 - (1) 相談できるところ
 - (2) 利用できる支援や制度
 - (3) 年代別のサポート情報 3
妊娠・出産・就園・就学
 - (4) 療育・リハビリの利用 5
 - (5) 手帳の取得 6
 - (6) 医療費や養育費のサポート 7
 - (7) 情報を取得できる場所（リンク） 8
2. [参考資料](#)（旭区役所地域福祉担当作成） 9
 - ・ 障がい児福祉サービスの種類やサービス利用までの流れ
 - ・ 手帳の取得について
3. 旭区の幼稚園・保育所情報 （旭区内の幼稚園や保育所の情報）
<https://www.city.osaka.lg.jp/asahi/page/0000509466.html>
 - * 保育内容については、各園にご相談ください。
発達に遅れのあるお子さんの保育所入所の申請については、
旭区保健福祉センターにお問合せください。

問い合わせ先・情報提出先
特定非営利活動法人地域生活サポートネットほうぶ
こども相談ほうぶ
TEL 06-6953-2665
Mail houpu@r.river.sannet.ne.jp

1. こどもの発達が気になったら

(1) 相談できるところ

障害があるとわかったら
発達の遅れが気になったら

ここで相談できます！

まずは相談してみませんか？

・旭区役所（旭区保健福祉センター）

子育て支援担当 旭区役所2階26番

TEL 06-6957-9176

地域福祉担当 旭区役所2階28番

TEL 06-6957-9857

・旭区障がい者基幹相談支援センター

<https://asahi-soudan.wixsite.com/mysite/blank-2>

・大阪市発達障がい者支援センター エルムおおさか

<https://www.elmosaka.org/>

・こども相談ほうぶ

<http://supportnet-houpu.com/tsudoi.html>

(2) 利用できる支援や制度

どんなサポートがあるの？
療育って？ 制度は？

① 療育・リハビリの利用

- 療育（集団・個別）やリハビリを受けることで
子どもの課題に合わせた支援の仕方を見つけます。
手帳がなくても療育は受けることができます。

[\(5 ページ・障害児通所支援について\(9 ページ\)\)](#)

② 手帳の取得

- 支援を受けやすくするためのものです。
交通費の割引や税金控除が受けられる場合があります。

[\(6 ページ\)](#)

③ 医療費や養育費のサポート

- 対象であれば申請できます。
小児慢性特定疾病対策による医療費助成
特別児童扶養手当
障がい児福祉手当

[\(7 ページ\)](#)

(3) 年代別のサポート

妊娠

胎児に病気があると言われたら…

相談先やサポートについて、2ページをご覧ください

出産

どんなふうに成長していくのか、先輩保護者の話も聞いてみよう！

子どもが障害をもっていたら…

就園

保育所・認定こども園（保育認定）・地域型保育事業では、障害児保育を行っています。

子どもに障害がある場合、【保育を必要とする事由】となり、保護者が就労していなくても申し込みができます。

保育所？
幼稚園？
入ることはできるの？

幼稚園・認定こども園・保育所（園）への入園

<https://www.city.osaka.lg.jp/asahi/page/0000509466.html>

（旭区内の幼稚園・保育所の情報）

問合せ先：旭区役所（旭区保健福祉センター） 旭区役所2階

地域福祉担当 TEL 6957-9857（保育所の申請にかかわること）

子育て支援担当 TEL 6957-9176（発達相談）

幼稚園で落ち着きがないと言われた…
じっと座って、先生の話が聞けない

就学前までの福祉サービス：障がい児相談支援、児童発達支援、
医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援 などがあります。

（[障害児通所支援について\(9ページ\)](#)）

相談先やサポートについて、2ページもご覧ください

相談窓口：旭区役所（旭区保健福祉センター）地域福祉担当 旭区役所2階28番

TEL 06-6957-9857

学校選択はどうしたらいいの？

就学

就学する前年度から、学校見学・就学相談が始まります。

早めに準備をすすめましょう！

就学

相談や見学がしたいけど、
学校に電話するのハードル高いわ

旭区では旭区地域自立支援協議会こども部会主催で、相談会を実施しています。

「就学進学なんでも相談会」を開催しています (毎年6月頃から)

18歳までのお子さんのご相談であれば、年齢に関係なく相談できます。

問合せ先：旭区役所（旭区保健福祉センター）地域福祉担当 旭区役所2階28番
TEL 06-6957-9857

どんな学校生活を送るのかしら

- ・地域の市立の小学校 ➡ 通常学級・特別支援学級・通級指導教室があります
それぞれのお子さんにあった支援について、
各小学校とご相談ください。
- ・大阪府立の支援学校 ➡ まずは、地元の小学校へご相談ください。

通学区域の小学校が、すべての就学相談の窓口です。
(支援学校の見学についても通学区域の小学校が窓口です。)

様々な学びの場が
あります

大阪市の入学までの流れ

「大阪市の就学相談」(大阪市教育委員会リーフレット)をご参照ください。

小学1年～高校卒業までの福祉サービス：障がい児相談支援、放課後等デイサービス、
医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、
移動支援、日中一時支援、居宅介護、短期入所など
([障害児通所支援について\(9ページ\)](#))

相談先やサポートについて、2ページもご覧ください

中学校や高校への進学は？

「就学進学なんでも相談会」を開催しています (毎年6月頃から)

成人

障がい基礎年金があります。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369599.html>

(4) 療育・リハビリの利用

子どもの課題に合わせて、その子なりのやり方で生活上の困りごとに対処できるようにサポートの方法を考えます。その子の成長ペースやスタイルを尊重し発達を促します。

[\(障害児通所支援について\(9 ページ\)\)](#)

例えば…

- ・運動面の発達を促す ⇒ P T (理学療法)、赤ちゃん体操
- ・日常生活での動作の発達を促す ⇒ O T (作業療法)
- ・食事や摂食、言葉の発達を促す ⇒ S T (言語聴覚療法)
- ・対人関係や集団生活を営みやすくするスキルを磨く
- ・保護者の子どもへの関わり方についてのサポート

① どこで受けることができる？

- ・医療型児童発達支援センター
- ・障がい児等療育支援事業所
- ・障がい児通所支援事業所（児童発達支援など）
- ・訪問リハビリ
- ・小児科等専門診療を提供している医療機関

＊例えば、ダウン症児の場合、筋の低緊張のため口腔機能の発育が遅延し、離乳食を食べない、丸呑みや舌を突出して食べるなど、摂食嚥下障害のある子どもがいます。摂食嚥下機能の発達指導を行っている医療機関もあります。

② どうやってスタートする？

- ・療育を受けたいと思ったら、旭区保健福祉センター 地域福祉担当 へ相談する
- ・リハビリを受けたいと思ったら、主治医や障がい児相談支援事業所に相談する

③ どうやって療育機関を選ぶ？

- ・旭区障がい児通所支援事業所一覧から選ぶ
- ・近隣区の事業所をネット検索などで探す
- ・障がい児相談支援事業所を利用し、相談支援専門員に相談する
(参照：指定障がい児通所支援事業所、障がい児等療育支援事業所など)
- ・旭区障がい者基幹相談支援センターに相談する
<https://asahi-soudan.wixsite.com/mysite/blank-2>
- ・発達障害児専門療育の療育や研修に参加する

(5) 手帳の取得について

手帳には、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳があります。

相談窓口：旭区役所（旭区保健福祉センター） 地域福祉担当 旭区役所2階28番

TEL 06-6957-9857

手帳をもっていることで利用できる制度があります。

① どうやって申請するの？

ア) 身体障がい者手帳

区役所の窓口にて申請 ⇒ 区役所で審査して等級決定 ⇒ 手帳交付のお知らせが届く

必要書類

- ・身体障がい者手帳交付申請書
- ・印鑑
- ・身体障がい者診断書・意見書（所定の様式あり）
 - ※指定医師（病院・科・医師名が一致するもの）が記載したもの
 - ※大阪市立総合医療センターが診断書を記入する場合は文書料が無料となるため
- 「身体障がい者手帳無料診断依頼書」を合わせて交付する
- ・写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの）

※ 手帳交付時で可

イ) 精神障がい者保健福祉手帳

区役所の窓口にて申請 ⇒ 大阪市こころの健康センターで審査して等級決定

⇒ 手帳交付のお知らせが届く

必要書類

- ・精神障がい者保健福祉手帳申請書 ※印鑑必須
 - ・印鑑
 - ・診断書（所定の様式（A3サイズ）あり）
 - ※主治医で可（初診日から6か月を経過した日より記載可）
 - ・写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの）
- ※ 手帳交付時でも可

ウ) 療育手帳

区役所の窓口にて申請 ⇒ こども相談センターから郵送で面談日の連絡が届く

⇒ こども相談センターにて判定を受ける

⇒ 区役所へ判定結果が届く

⇒ 区役所から手帳交付のお知らせが届く

必要書類

- ・療育手帳交付申請書
 - ・印鑑
 - ・写真（縦 4cm×横 3cm、脱帽して上半身を写したもの）
- ※ 手帳交付時でも可

（６）医療費や養育費のサポートについて

① 医療費のサポート

- ・小児慢性特定疾病の医療費助成
<https://www.shouman.jp/assist/outline>
- ・自立支援医療（育成医療）

② 養育費のサポート

- ・障がい児福祉手当
- ・特別児童扶養手当

相談窓口：旭区役所（旭区保健福祉センター） 地域福祉担当 旭区役所２階２８番
Tel ０６－６９５７－９８５７

（７）情報を取得できる場所

- ・旭区役所（旭区保健福祉センター） 地域福祉担当 旭区役所２階２８番
Tel ０６－６９５７－９８５７
- ・旭区役所（旭区保健福祉センター） 保健福祉担当 旭区役所２階２６番
Tel ０６－６９５７－９１７６

旭区役所HP

<https://www.city.osaka.lg.jp/asahi/>

- ・旭区障がい者基幹相談支援センター
<https://asahi-soudan.wixsite.com/mysite/blank-2>
- ・こども相談ほうふ
<http://supportnet-houpu.com/tsudoi.html>
- ・エルム大阪（研修会・講演会情報）
<https://www.elmosaka.org/seminar.php>

など



I. 障がい児の定義と確認方法

障がい児とは・・・（児童福祉法第4条第2項）

児童福祉法における障がい児とは、18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病のある児童をいう。

定 義 ※手帳等の有無は問わない	・ 身体に障がいのある児童 ・ 知的障がいのある児童 ・ 精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ・ 難病（うたがい含む）を有する児童
確認方法	① ・ 身体障がい者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障がい者保健福祉手帳 ② 特別児童扶養手当を受給していることを証明する書類 ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ④ 特定医療費（指定難病）受給者証 ※ 難病の「うたがい」の場合、医師の意見書 ※ 以下の書類については、作成日が1年以上前のものは原則無効 ・ 医療機関が発行した診断書 ・ こども相談センターにおいて精密健康診査を受診した際に作成された心理所見（写し） ・ こども相談センターで心理判定を実施した際に作成された心理所見（写し） ・ 「4・5歳児発達障がい相談事業」または「幼児、児童等の発達障がい者一次診断事業」を受けた後、リハビリテーションセンター診療所で作成された診断所見（写し） ・ 主治医の意見書 ・ 心理士が記載した診療情報提供書・療育指導票など

Ⅱ．障がい児通所支援について

【児童発達支援】

（１）事業の概要

地域の障がいのある児童に、通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

（２）支援の対象

小学校入学前までの児童（未就学児）

ア）児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる障がい児

イ）医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障がい児

【放課後等デイサービス】

（１）事業の概要

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練を行ない、社会との交流を図ることができるよう指導、及び訓練を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。

（２）支援の対象

小学校～高等学校に就学している障がい児

【居宅訪問型児童発達支援】（平成 30 年 4 月より新設）

（１）事業の概要

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等その他必要な支援を行う。

【具体的な支援内容の例】

- ①手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ②絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

（２）支援の対象（満 18 歳に達するまで利用可能）

- a) 重度障がい児（身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級、又はこれに相当する状態にある者）
- b) 人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある者
- c) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある者

※サービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児

※障がい児支援利用援助等の利用を必須

【具体的な対象者の例】

- ・強度行動障がいの状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難な場合
- ・人工呼吸器等の装着等により、外出時間や距離等に制限があり、通所可能な範囲に医療的ケアが必要な障がい児を支援する事業所がない場合
- ・重症の先天性免疫不全症、肺疾患、心疾患等がある場合であって、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高くそのために外出が困難である場合

※単なる見守りや送迎者の不在など障がい児本人の状態以外の理由による場合は、対象となりません。

【保育所等訪問支援】

（１）事業の概要

障がい児支援に関する専門的な知識・技術を有するスタッフが、保育所等に訪問を行い、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対して、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う。

①障がい児本人に対する支援（集団生活適應のための訓練等）

②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

※2週間に1回程度を標準回数とします。

➤ 訪問先の範囲

・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・小学校 ・中学校
・高等学校 ・支援学校 ・いきいき ・児童養護施設 ・乳児院 など

（２）支援の対象

「訪問先の範囲」に掲げる施設に通う障がい児

【障がい児相談支援】

（１）事業の概要

障がいのある児童の心身の状況や環境または障がいのある児童の保護者の意向、その他事情を勘案・考慮し「障がい児支援利用計画案」の作成を行う。また、通所決定後に事業所などとの連絡・調整等を行う。

（２）支援の対象

障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

Ⅲ. 障がい児入所支援について

【障がい児入所支援】

(1) 事業の概要

◆ 福祉型障がい児入所支援

障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行い、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行う。

◆ 医療型障がい児入所施設

肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練や、自閉症児に対する行動障がいの改善・悪化防止を目的とした短期間入所、重症心身障がい児に対するNICU退院後の地域生活に向けた支援を目的とした短期間入所を行っており、短期間サイクルで、アセスメントや地域生活に向けた各種指導、環境調整等を行う。

(2) 支援の対象者

入所支援を必要とする障がい児

※ 入所調整についてはこども相談センターで行う。

Ⅳ. 地域生活支援事業について

【移動支援】

（１）事業の概要

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出。

（２）支援の対象

◆重度の盲ろう者（児）

視覚障がいと聴覚障がいの重複により、身体障がい者手帳１・２級の者

◆知的障がい者（児）

療育手帳を所持している者及びこれと同程度であると認められる者

◆精神障がい者（児）

精神障がい者保健福祉手帳を所持している者及びこれと同程度であると認められる者

◆重度訪問介護等の受給者とならない全身性障がい者（児）

- a. 両上下肢下肢のいずれにも重度（１・２級）の障がいを有する肢体不自由の１級の者
- b. 両上肢及び体幹のいずれにも重度（１・２級）の障がいを有する肢体不自由の１級の者

（３）支給時間の基準

障がい児（小学校５年生から１８歳未満）・・・月 ２４時間以内

障がい児（小学校４年生まで ※就学前児童は除く）・・・月 １２時間以内

※夏休み等長期休暇の期間は、月３０時間以内

※就学前児童については、区役所へ要相談

【日中一時支援事業】

（１）事業の概要

障がい者・児等の日中における活動の場を確保し、障がい児・者等の家族の一時的な休息を図る。

（２）支援の対象者

日中において、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児・者

※身体・知的・精神の障がい者等は基本的には手帳所持者

V. 介護給付について

【短期入所】

（１）事業の概要

障がい者（児）を自宅で介護している方が疾病その他の理由（冠婚葬祭・旅行・介護者の休息（レスパイト）等）により一時的に介護できない場合に短期間入所させ、宿泊を伴うサービス（入浴、排せつ及び食事の介護等必要な支援）を提供する。

（２）支援の対象

支援対象は【Ⅰ.障がい児通所支援】と同じ

VI. 障がい児福祉サービスの利用までの流れ

① 申請相談

保護者 ⇒ 区役所

保健福祉課（地域福祉）障がい児福祉サービス担当へ面談予約

☎ 06-6957-9857

利用決定を行うには面談が必要のため原則対象児童と共に来庁

② 面談及び申請書提出

* 面談及び申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 障がい者手帳、診断書等障がいの状況が確認できるもの

* 面談の所要時間 30 分程度

【面談時の聞き取り事項】

- 1 障がいの種類及び程度及びその心身の状況
- 2 当該障がい児の置かれている環境
- 3 保護者（当該障がい児）の障がい児通所給付費、介護給付費の受給の状況
- 4 保護者（家族、親族、介護を行う者等）の状況
- 5 具体的なサービス利用意向や家庭・監護の状況

③ 障がい児福祉サービスの利用計画の作成

障がい児相談支援を利用

セルフプラン（自己作成）

保護者 ⇒ 障がい児相談支援事業者を選択

④ 障がい児支援利用計画（案）作成依頼

区役所 ⇒ 障がい児相談支援事業者

⑤ 障がい児支援利用計画の作成

障がい児相談支援事業者 ⇄ 利用者

居宅等を訪問し、障がい児及びその家族との面接を行い
障がい児支援利用計画を作成

⑥ 障がい児通所・相談支援給付費支給決定

区役所 ⇒ 保護者

提出された障がい児支援利用計画・セルフプランの内容を確認し支給決定を行い、
「決定通知書」及び「受給者証」を利用者へ交付

Ⅶ. 利用者負担額について

【費用負担】

1か月の
利用料金

原則として利用料の1割の負担が必要となりますが、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
※別途、おやつ代等がかかる場合があります。

世 帯	要 件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
市民税 非課税世帯	利用者の収入が 年間80万円までの場合	0円
市民税 課税世帯	世帯の市民税所得割額の合計額が 28万円未満の場合	4,600円
	上記以外	37,200円

(一)		(二)		(三)		(四)	
障がい児通所受給者証		障がい児通所給付費等の決定内容		サービス種別		サービス種別	
受給者証番号 通所給付決定済保護者 居住地 フリガナ 氏名 生年月日 フリガナ 氏名 生年月日 交付年月日 支給市町村 及び 印 電話 FAX 保健福祉センター所長		サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別		サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別		サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別 支給量等 支給決定期間 サービス種別 予備欄	
(五)		(六)		(七)		(八)	
児童発達支援事業者記入欄		児童発達支援事業者記入欄		放課後等デイサービス事業者記入欄		放課後等デイサービス事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称 サービス内容 契約支給量(月)		事業者及びその事業所の名称 サービス内容 契約支給量(月)		事業者及びその事業所の名称 サービス内容 契約支給量(月)		事業者及びその事業所の名称 サービス内容 契約支給量(月)	
1 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		4 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		1 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		3 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印	
2 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		5 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		2 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		4 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印	
3 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		6 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		3 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印		5 契約日 平成 年 月 日 事業所確認印	

(一) (二) (三) (四)

障がい児通所受給者証	
受給者証番号	
通所給付決定係担当者	居住地 フリガナ 氏名 生年月日
障がい児	フリガナ 氏名 生年月日
交付年月日	
支給市町村及び印	保健福祉センター所長 電話 FAX

障がい児通所給付費等の決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(五)

児童発達支援事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印

(六)

児童発達支援事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
サービス内容 契約支給量(月)	日
契約日 平成 年 月 日	事業所確認印

(七)

放課後等デイサービス事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	平成 年 月 日
サービス内容 契約支給量(月)	日
事業者確認印	平成 年 月 日
事業者及びその事業所の名称	平成 年 月 日
サービス内容 契約支給量(月)	日
事業者確認印	平成 年 月 日
事業者及びその事業所の名称	平成 年 月 日
サービス内容 契約支給量(月)	日
事業者確認印	平成 年 月 日

(八)

放課後等デイサービス事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	平成 年 月 日
サービス内容 契約支給量(月)	日
事業者確認印	平成 年 月 日
事業者及びその事業所の名称	平成 年 月 日
サービス内容 契約支給量(月)	日
事業者確認印	平成 年 月 日
事業者及びその事業所の名称	平成 年 月 日
サービス内容 契約支給量(月)	日
事業者確認印	平成 年 月 日